

清瀬市公共施設再編計画（案）

平成 30 年 12 月

清瀬市

目次

| | | |
|------------|-------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要・位置づけ | 1 |
| 1. | 計画の目的 | 1 |
| 2. | 計画の位置づけ | 2 |
| 3. | 計画策定までの流れ | 3 |
| 4. | 計画の対象施設 | 4 |
| 第2章 | 公共施設の課題 | 5 |
| 1. | 老朽化と更新等に係る課題 | 5 |
| 2. | 市民サービスに係る課題 | 7 |
| 第3章 | 公共施設再編の考え方 | 8 |
| 1. | 再編の基本的な考え方 | 8 |
| 2. | 具体的な再編の検討手法 | 9 |
| 第4章 | 公共施設の再編の方向性 | 17 |
| 1. | 全市レベルの公共施設の再編 | 17 |
| 2. | 地域レベルの公共施設の再編 | 20 |
| 3. | その他の公共施設の再編 | 20 |
| 4. | 再編による延床面積の削減効果 | 21 |
| 第5章 | 今後の取り組みについて | 22 |
| 1. | 計画の進行管理・見直し | 22 |
| 2. | 計画の推進体制 | 23 |
| 3. | 公共施設の再編推進に向けた取り組み | 23 |

第1章 計画の概要・位置づけ

1. 計画の目的

清瀬市では、これまで人口増加や住民ニーズなどに応じて公共施設を整備してきました。現在、その延床面積は約 15.6 万㎡となっており、多くの施設が老朽化の課題に直面しています。また今後、人口減少と少子高齢化の進行による市税収入の伸び悩みや扶助費の増加など、厳しい財政運営を強いられることが見込まれる中、公共施設に対する市民ニーズや利用方法の変化への対応、また施設の更新などに係る費用の確保などの課題にも直面しています。

そこで、このような課題を解消するため、平成 28 年度に「清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）」を策定し、「安全性と利便性の向上」、「利用促進と民間活力導入の推進」、「経費削減とサービス水準の適正化」、「『清瀬らしさ』の追求」という 4 つの公共施設等のマネジメント基本方針を定めました。

今後の人口動向や地域社会の変化の中において、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立するうえで、公共施設マネジメントは必要不可欠であり、その実効性を高めるためには特に公共施設の再編に取り組む必要があります。そのため、個々の施設の集約化、複合化、廃止など、今後の具体的な方向性を定める「清瀬市公共施設再編計画（以下、「再編計画」）」を策定し、公共施設の再編を着実に推進します。

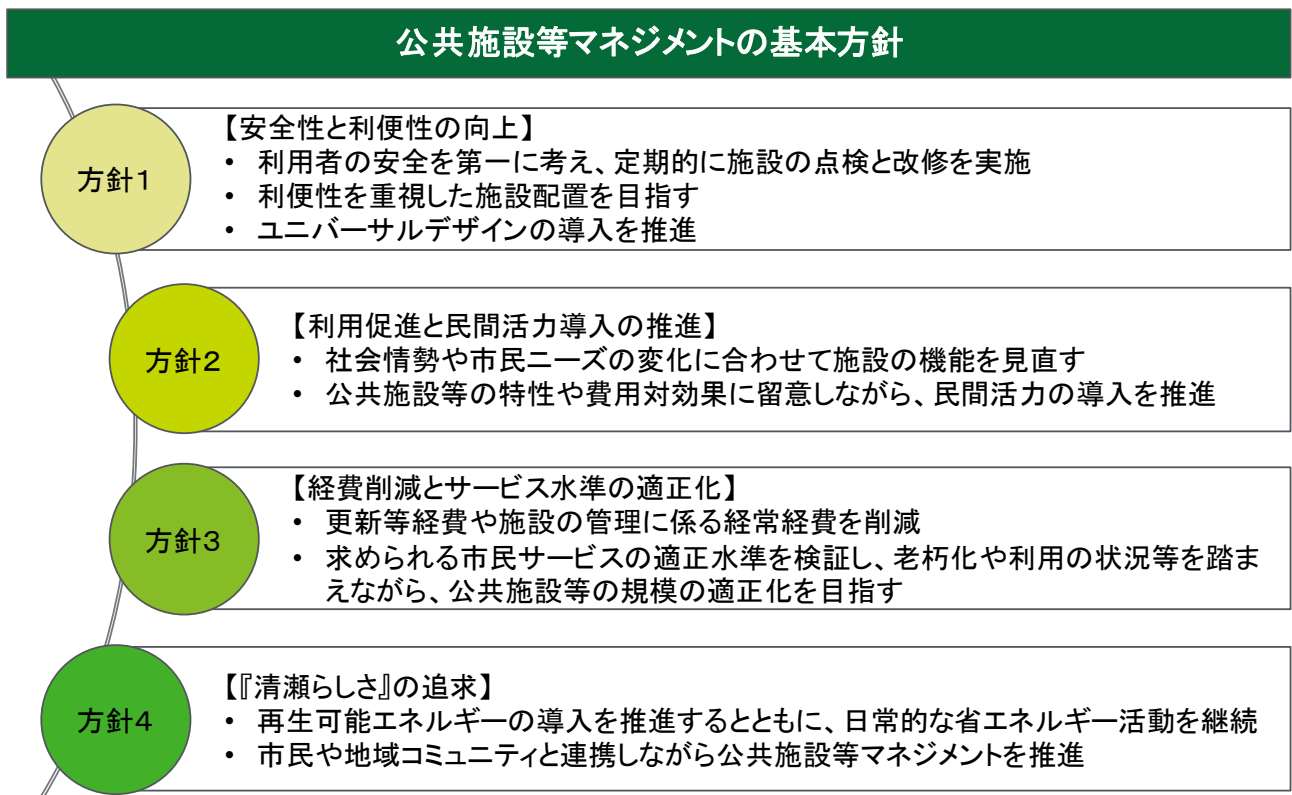


図 1-1 公共施設マネジメントの基本方針

2. 計画の位置づけ

再編計画は、「清瀬市公共施設等総合管理計画」の下位に位置づけられ、公共施設等マネジメントの基本方針に従い、公共施設の再編の方針と個々の施設の方向性を示す計画です。

また、長期総合計画や都市計画マスタープラン、新庁舎建設基本計画など、上位計画、関連計画と整合を図りながら公共施設の再編を推進します。

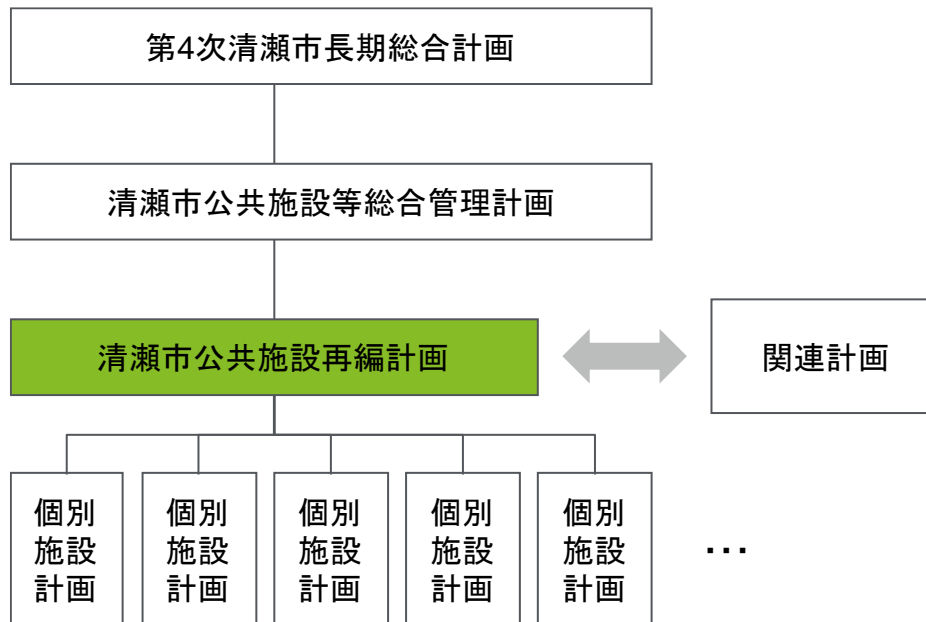


図 1-2 計画の位置づけ

3. 計画策定までの流れ

はじめに、稼働率や蔵書数、利用者層等、個々の公共施設の現状に加え、サービス提供の視点と維持管理の視点から課題を整理しました。そして、清瀬市公共施設等マネジメント検討本部をはじめとした庁内における検討と、清瀬市公共施設再編計画市民検討委員会などにおいて市民からいただいたご意見を踏まえ、再編計画を策定しました。

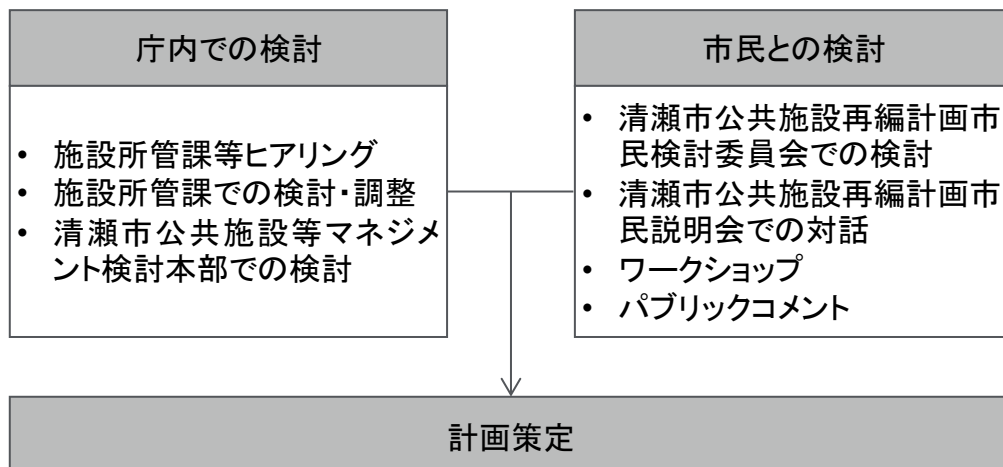


図 1-3 計画策定の流れ

4. 計画の対象施設

再編計画で対象とする施設は、平成 30 年 4 月 30 日現在、清瀬市が保有する 105 の公共施設です。

表 1-1 再編計画の対象施設

| 施設類型 | 分類 | 施設数 | 延床面積(m ²) |
|----------|---------------|-----|-----------------------|
| 行政系施設 | 市役所本庁舎 | 1 | 5978.83 |
| | 清掃事務所 | 1 | 387.94 |
| | 出張所 | 2 | 533.56 |
| | ハローワーク | 1 | 67.21 |
| 防災施設 | 消防団器具置場 | 7 | 594.68 |
| 保健・福祉施設 | 保健施設 | 2 | 3005.13 |
| | 障害者福祉施設 | 3 | 2913.53 |
| | 老人いこいの家 | 10 | 710.19 |
| | シルバー人材センター | 1 | 206.7 |
| 子育て支援施設 | 保育園 | 5 | 2583.2 |
| | 学童クラブ | 10 | 1677.6 |
| | 児童館 | 3 | 3069.09 |
| | 子ども家庭支援センター | 1 | 210.09 |
| | ころぽっくるセンター | 1 | 401.92 |
| コミュニティ施設 | コミュニティプラザひまわり | 1 | 7761.81 |
| | 地域市民センター | 6 | 5157.07 |
| | 集会所 | 3 | 393.17 |
| 生涯学習等施設 | 市民活動センター | 1 | 195.2 |
| | 男女共同参画センター | 1 | 488.03 |
| | 消費生活センター | 1 | 790.61 |
| | 生涯学習センター | 1 | 1465.6 |
| | けやきホール | 1 | 3460.06 |
| | 図書館 | 6 | 4694.92 |
| | 博物館等 | 3 | 2502.86 |
| 体育・保養施設 | プール | 1 | 829.31 |
| | 体育館 | 2 | 3101.8 |
| | 保養施設 | 1 | 2732.18 |
| 学校・教育施設 | 小学校 | 9 | 48174.08 |
| | 中学校 | 5 | 31721 |
| | 教育相談センター | 1 | 405.04 |
| その他 | 市営住宅 | 5 | 7514.56 |
| | シルバーハイツ | 3 | 1237.24 |
| | 駐車場・駐輪場 | 6 | 10781.8 |
| 合計 | | 105 | 155,746.01 |

第2章 公共施設の課題

1. 老朽化と更新等に係る課題

(1) 老朽化の進行

多くの公共施設が昭和40年代の人口急増に対応するべく整備されたため、7割強の施設が築後30年以上となっています。これらの公共施設は今後10年から20年で、一般に建替えの目安とされる築後60年を迎えることになり、深刻な老朽化に直面しています。

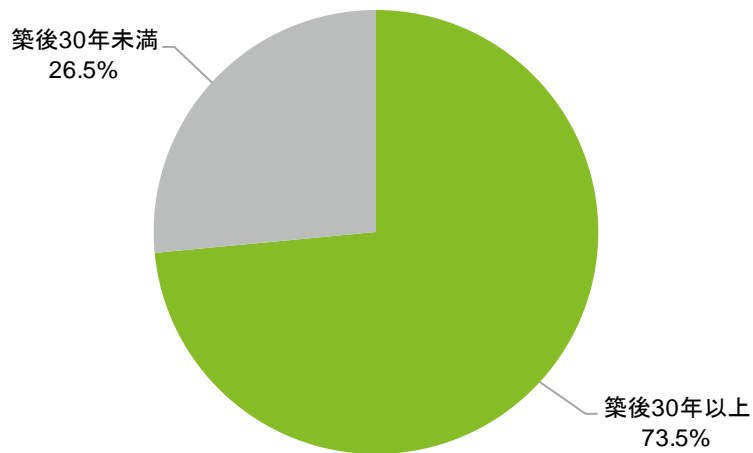


図 2-1 築後30年以上の延床面積の割合(平成31年3月時点)

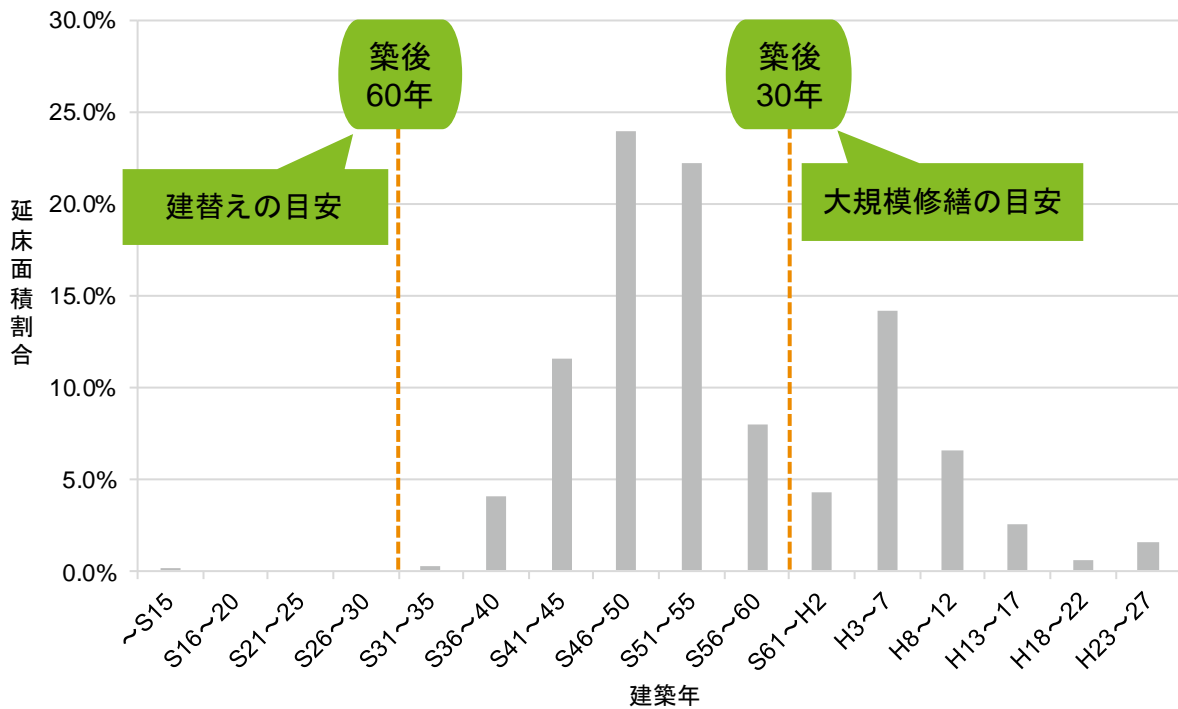
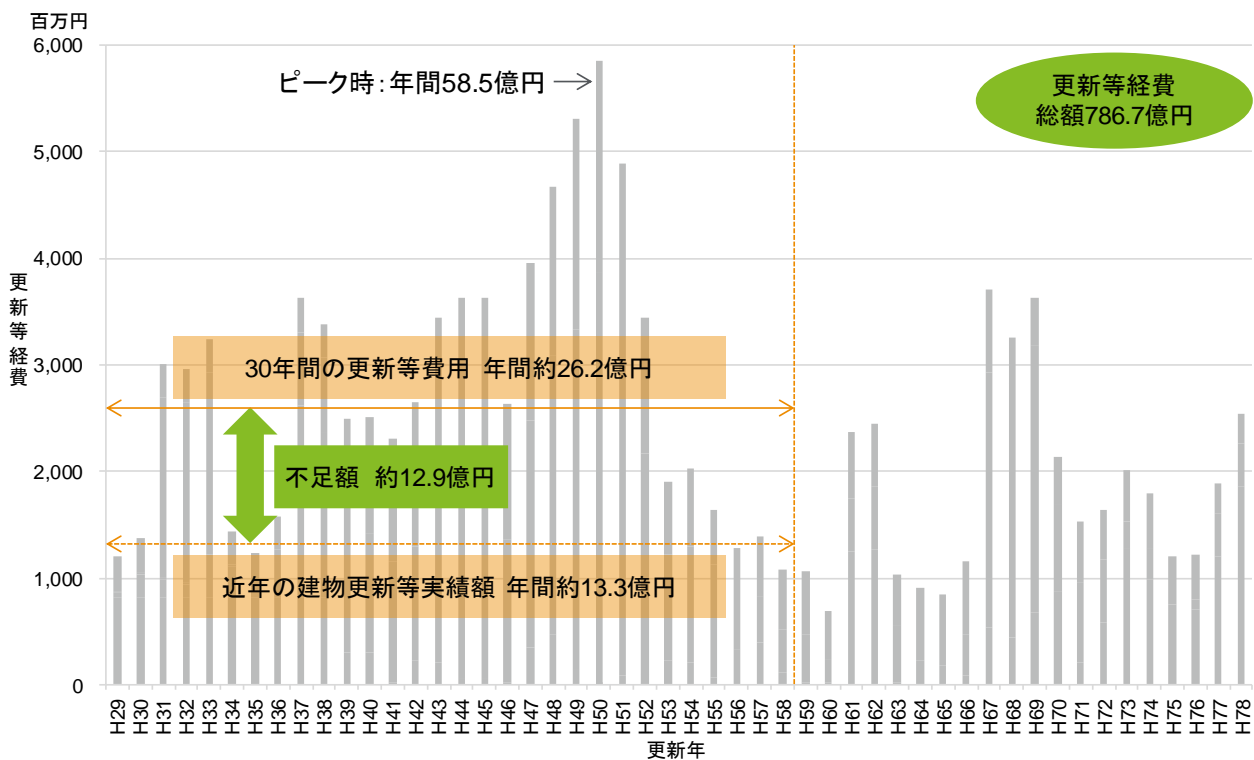


図 2-2 建築年別の延床面積の割合

(2) 更新等経費に対する財源の不足

「清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）」を策定した平成29年3月の推計では、すべての公共施設等を現状のまま維持した場合、今後30年間で786.7億円（年間26.2億円）の更新等経費がかかり、特に平成50（2038）年前後には、毎年約40億円以上の更新等経費が必要になると見込まれました。

一方、更新等経費として充当可能な財源は399億円（年間13.3億円）であるため、387.7億円（年間12.9億円）の財源不足が見込まれており、解消には、約50%の更新等経費の削減に向けた取り組みが求められます。

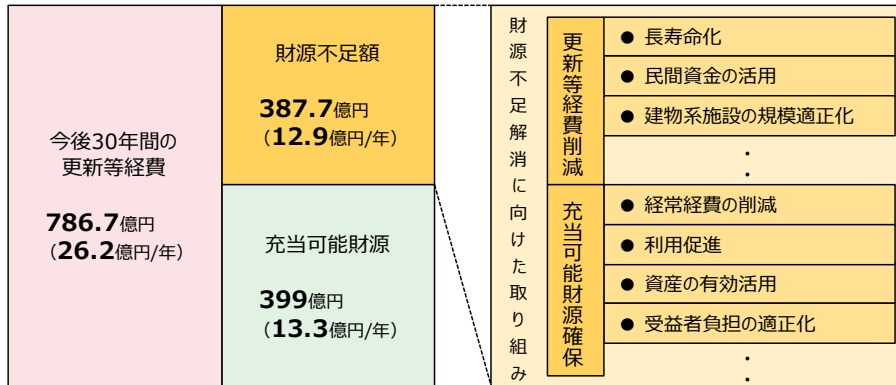


出所:清瀬市公共施設等総合管理計画(基本方針編) 平成29年3月

図 2-3 更新等経費の推計

計画の目標：今後 30 年間で 387.7 億円（12.9 億円/年）の財源不足を解消

■今後 30 年間の財源不足額とその解消に向けた取り組み



出所：清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）平成 29 年 3 月

図 2-4 財源不足額と解消に向けた取り組み

2. 市民サービスに係る課題

近年の人口減少と少子高齢化の進展による人口構造の変化や清瀬市を取り巻く社会状況の変化等により、利用者のニーズに合わず、求められる施設機能に対応できていない公共施設や、運営状況に改善の余地があると認められる施設も存在しています。

（1）市民ニーズへの対応

利用団体の少人数化や利用用途の変化、高齢化による畳の部屋の使いづらさ、共働き家庭の増加による児童の放課後の居場所の確保など、施設を整備した当時には想定していなかったニーズに公共施設が対応仕切れていない状況が生じています。

（2）施設の配置の課題

これまで、サービスの新たな提供や充実を図る際、同時に公共施設の有効活用を図るため、空き施設をそのサービスの提供の場として活用する等の対応をとってきたことがありました。

しかしそのため、一部の公共施設では、利用者の使いづらさや、職員間の円滑な連絡調整が図りづらいなどの課題が顕在化してきました。

第3章 公共施設再編の考え方

1. 再編の基本的な考え方

清瀬市のまちづくりのポイントとして、子育て支援の充実や教育の質の向上、地域コミュニティの維持・活性化等による「いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現」と効率的な投資による「持続可能な都市経営」の2点が挙げられます。

また、公共施設マネジメントのポイントとして、効果的な公共施設マネジメントのための「さらなる複合化・集約化の推進」と、学校やコミュニティ施設、生涯学習施設などを中心とする「まちづくりと連動した公共施設再編」の2点が挙げられます。

これらのポイントを踏まえ、「地域コミュニティの維持・活性化など、市民サービスの向上を図ること」と、「持続可能な市民サービスを提供するべく、公共施設の延床面積を削減すること」の両立を基本的な考え方とし、公共施設の再編に取り組みます。

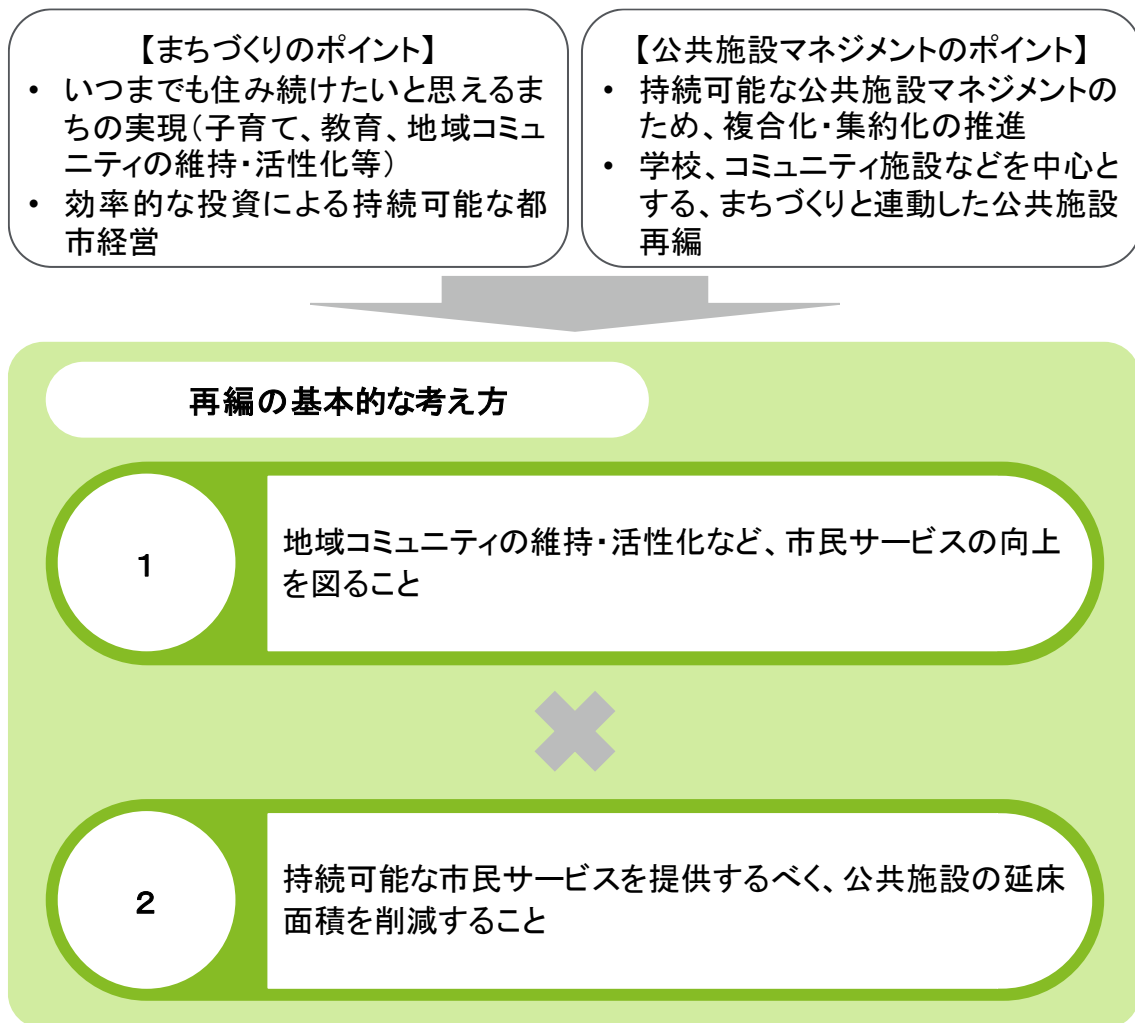


図 3-1 まちづくり及び公共施設マネジメントのポイントと再編の基本的な考え方

2. 具体的な再編の検討手法

(1) 検討手法の概要

「1. 再編の基本的な考え方」に基づき、清瀬市の公共施設を「全市レベルの公共施設¹」と「地域レベルの公共施設²」に分類し、施設の「機能」に焦点を当てながら、それぞれのレベルで複合化・集約化を行い、拠点形成することで、利便性の向上と延床面積の削減を図ります。

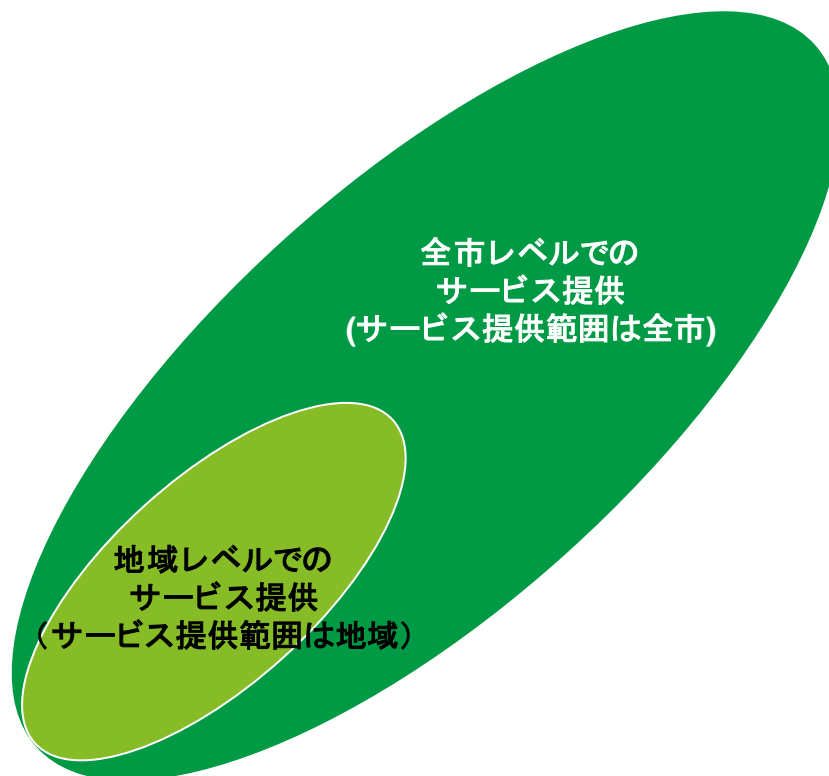


図 3-2 各レベルでの拠点形成のイメージ

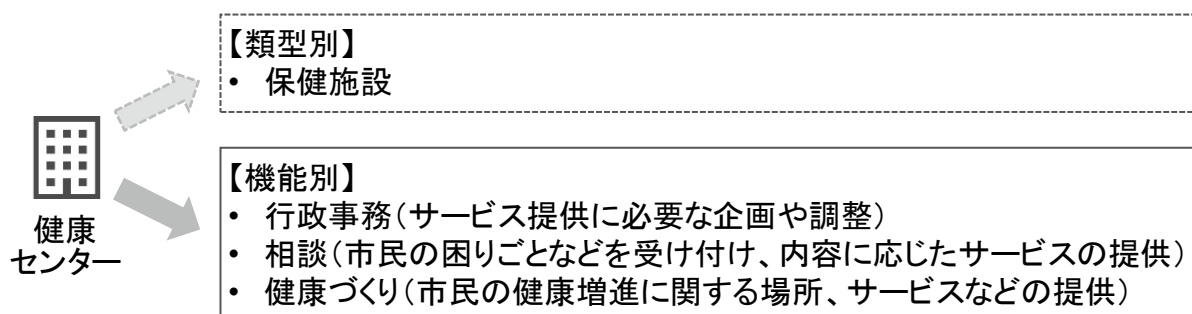


図 3-3 公共施設の「機能」のイメージ

¹ 市内全域をサービス提供対象範囲とし、基本的に市内に1つしかない公共施設

² 小学校区など徒歩圏内をサービス提供対象範囲とし、市内に複数ある公共施設

(2) 対象施設の分類

再編計画の対象施設について、施設の規模や機能などから、「全市レベルの公共施設」、「地域レベルの公共施設」、「その他の公共施設³」に分類しました。

表 3-1 対象施設の分類

| レベル | 施設名 | |
|-----|--|--|
| 全市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清瀬市役所 ・ 清掃事務所 ・ 健康センター ・ 中央児童館 ・ 子ども家庭支援センター ・ 教育相談センター ・ 生涯学習センター ・ 男女共同参画センター ・ 消費生活センター ・ 清瀬・ハローワーク就職情報室 ・ 障害者就労支援センター ・ シルバー人材センター ・ 中央図書館 ・ きよせボランティア・市民活動センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談所(休日歯科応急センター) ・ コミュニティプラザひまわり ・ コミュニティプラザひまわり体育館(多目的屋内広場) ・ 市民体育館 ・ 下宿市民プール ・ 郷土博物館 ・ 旧森田家 ・ せせらぎの家 ・ 清瀬けやきホール ・ ころぼっくるセンター ・ 障害者福祉センター ・ 子どもの発達支援・交流センター |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 学童クラブ ・ 保育園 ・ 下宿児童館 ・ 野塩児童館 ・ 下宿図書館 ・ 野塩図書館 ・ 竹丘図書館 ・ 駅前図書館 ・ 元町子ども図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下宿地域市民センター ・ 中清戸地域市民センター ・ 中里地域市民センター ・ 野塩地域市民センター ・ 松山地域市民センター ・ 竹丘地域市民センター ・ 出張所 ・ 集会所 ・ 老人いこいの家 ・ 消防団器具置場 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅 ・ シルバーハイツ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 立科山荘 ・ 駐車場・駐輪場 |

³ 施設の立地やサービス内容・提供対象範囲が特殊であり、全市又は地域に分類することが不可能な施設

(3) 全市レベルの公共施設の再編の考え方

考え方(全市)①：機能の集約化により利便性の高い行政サービスの提供を図る

現在、全市レベルの公共施設の多くは、行政サービスの目的ごとに整備され、それぞれが個別の行政事務や相談などの機能を果たしています。

そこで、それぞれの公共施設の目的の枠を超えて、機能ごとに可能な限り集約化し、拠点化することによって「延床面積の削減」と「利便性の向上」を図ります。

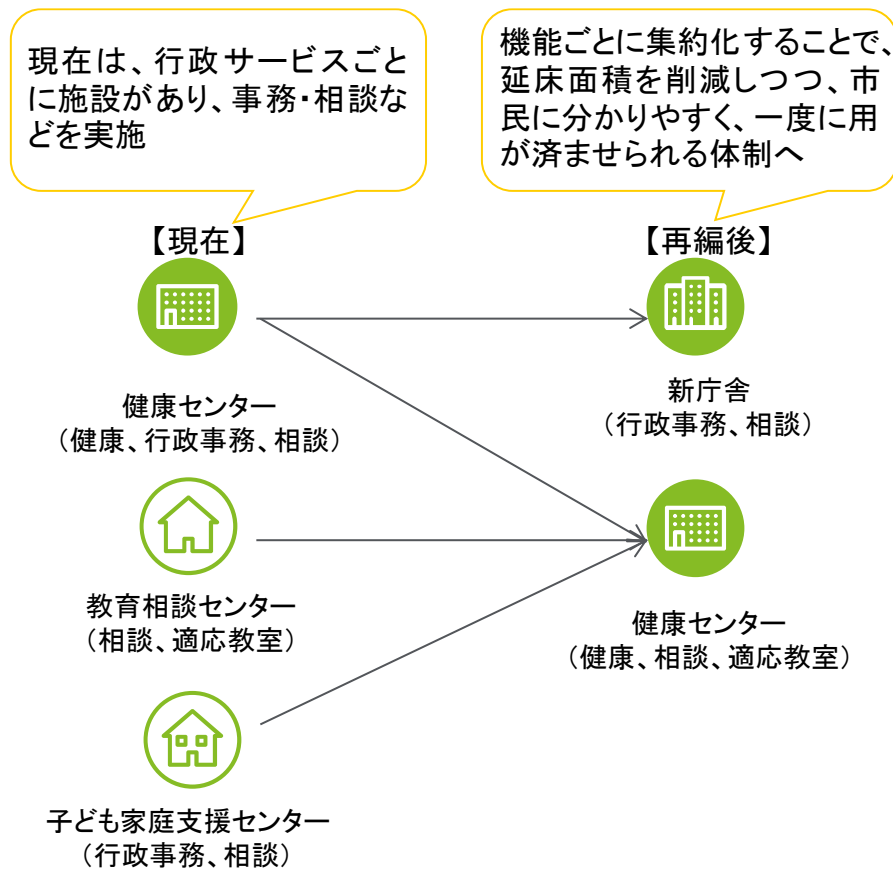


図 3-4 全市レベルの公共施設の再編の考え方のイメージ

考え方(全市)②：既存の公共施設配置を基に、集約化・複合化を図る

再編の実現可能性を考慮し、既存の公共施設の配置状況を活かしながら、サービス向上などの面から必要な施設に絞り、集約化・複合化を図ります。そのため、必ずしもすべての公共施設が拠点に集まらないものと想定します。

具体的には、新庁舎建設による機能の移転を契機として、集約化・複合化を図りつつ、必要性が変化した公共施設の改廃などを検討していきます。

以上の2つの考え方に沿って、全市レベルの公共施設は、3つの拠点（下宿運動公園周辺、清瀬市役所周辺、清瀬駅周辺）に概ね集約します。

その際、利用者の利便性を考慮し、可能な限り関連する機能同士が近くに配置されるように集約を図ります。

表 3-2 全市レベルの拠点の位置づけ

| 拠点名 | 拠点の位置づけ | 主に集約する機能 |
|----------|------------------|---------------------------|
| 下宿運動公園周辺 | スポーツ拠点 | ・ スポーツ |
| 清瀬市役所周辺 | 行政事務・相談拠点 | ・ 行政事務 ・ 相談 ・ 健康づくり |
| 清瀬駅周辺 | アクセスが重要な行政サービス拠点 | ・ 市民活動 |

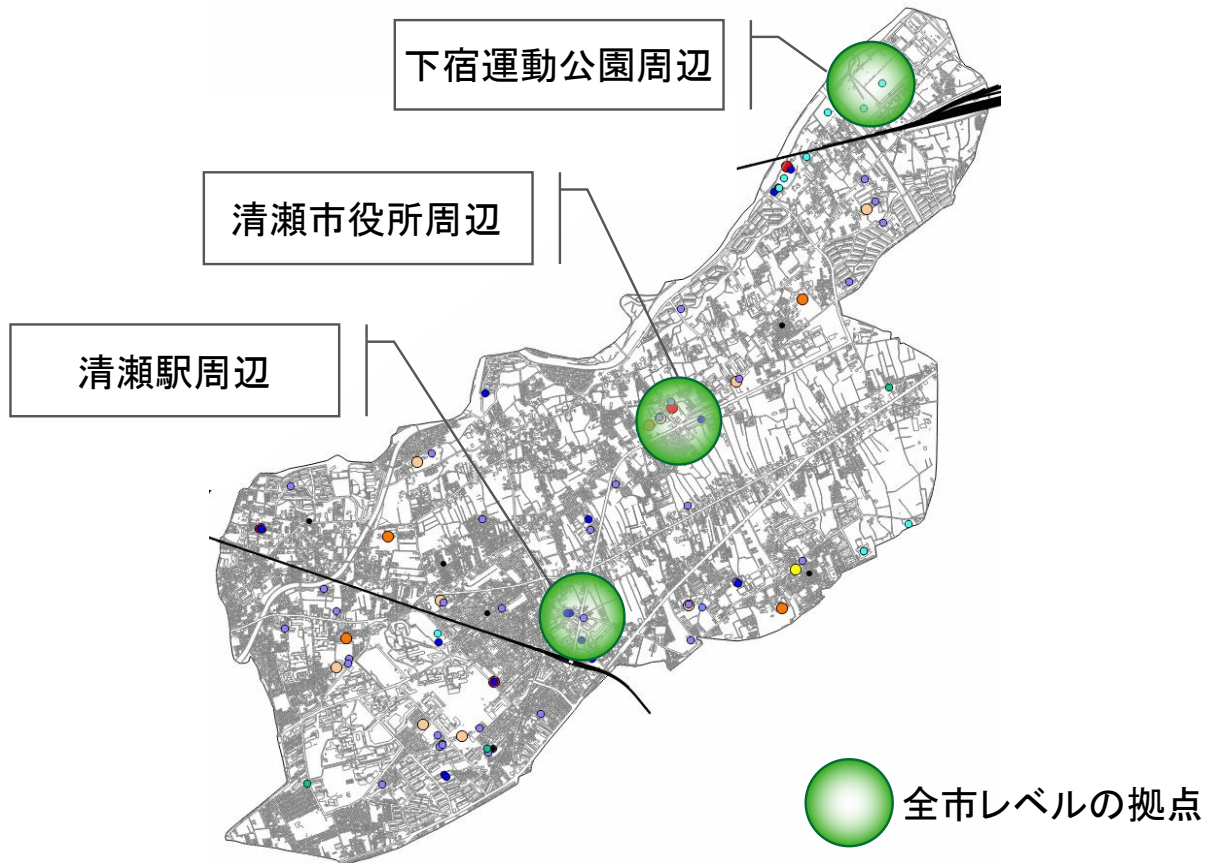


図 3-5 全市レベルの拠点

(4) 地域レベルの公共施設の再編の考え方

考え方(地域)①：学校の適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を同時に実施

地域レベルの公共施設の再編にあたって、再編後の地域拠点のあり方は、「小・中学校の適正配置」と「地域コミュニティ施設の拠点化」の2つの側面から、「①現状維持」、「②小・中学校の適正配置のみ実施」、「③地域コミュニティ施設の拠点化のみ実施」、「④小・中学校の適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を同時に実施」の4パターンが想定されます。

表 3-3 再編後の地域拠点のあり方に関する検討事項

| 検討事項 | 概要 |
|----------------|--|
| 小・中学校の適正配置 | 教育サービスの水準、将来の児童・生徒数の推計、配置状況などの観点から、小・中学校の適正配置を行うか否か。 |
| 地域コミュニティ施設の拠点化 | 行政サービスの水準、行政サービスの提供に必要な施設規模などの観点から、地域コミュニティ施設の拠点化を行うか否か。 |

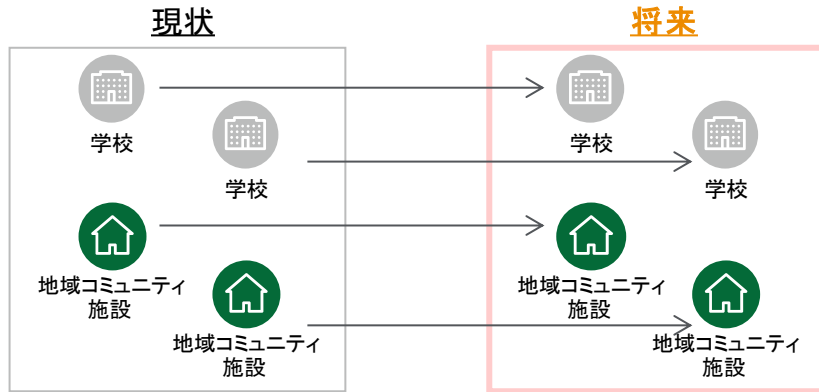
| | | 小・中学校の適正配置 | |
|----------------|-----|-------------------------|--------------------------------------|
| | | しない | する |
| 地域コミュニティ施設の拠点化 | しない | ① 現状維持 | ② 小・中学校の適正配置のみ実施 |
| | する | ③ 地域コミュニティ施設の拠点化のみ実施 | ④ 小・中学校の適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を同時に実施 |

図 3-6 想定される地域拠点のあり方のパターン

それぞれのパターンにおける効果を、「床面積の削減効果」、「教育サービス水準への効果」、「放課後の児童・生徒の居場所確保への効果」、「利用者のニーズ対応への効果」、「必要な施設の規模」の観点から検討しました。その結果、再編計画においては、両施設の集約に大規模な施設が必要という課題がある一方で、「小・中学校と地域コミュニティ施設双方の床面積削減」、「子どもたちの多様な放課後の居場所の提供」、「市民のニーズに合わせた施設として更新が可能」など、現在、清瀬市が抱える公共施設の課題に最も対応できる「④小・中学校の適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を同時に実施」するパターンで、地域レベルの公共施設の再編を検討することとします。

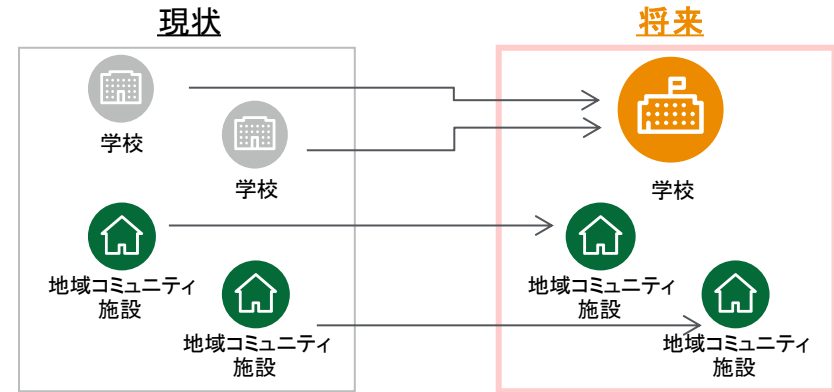
①現状維持

- 学校と地域コミュニティ施設はそれぞれ現状のまま維持します。
- 空き教室発生時などによりのみ、複合化等を検討します。



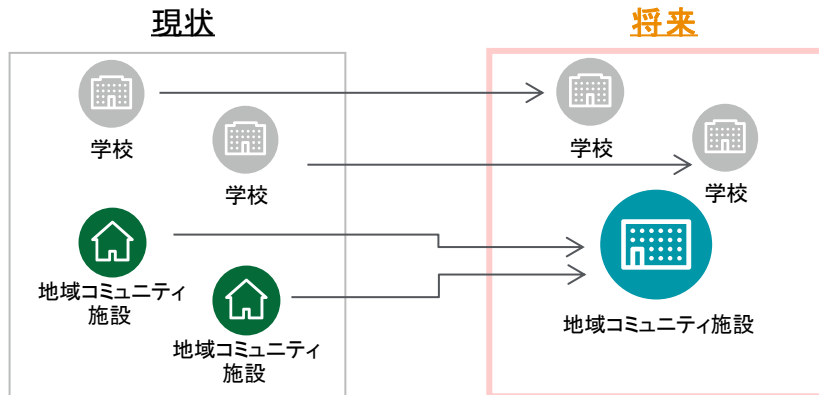
②小・中学校の適正配置のみ実施

- 学校は適正配置し、地域コミュニティ施設は現状のままとします。



③地域コミュニティ施設の拠点化のみ実施

- 学校は現状のままとし、地域コミュニティ施設を拠点化します。
- 現在の地域市民センターを核とすることが考えられます。



④小・中学校の適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を同時に実施

- 学校は適正配置し、地域コミュニティ施設と拠点化します。
- 両施設を集積し、地域の多様なサービスの拠点とします。

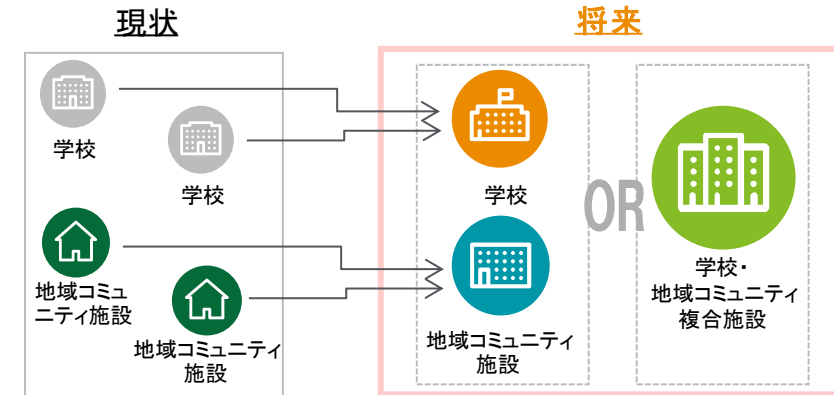


図 3-7 パターン毎の地域拠点形成イメージ

| パターン | 床面積の削減効果 | 教育サービス水準への効果 | 放課後の 児童・生徒の居場所 確保への効果 | 利用者のニーズ 対応への効果 | 必要な施設 の規模 |
|--|---|---|---|---|---|
| ① 現状維持 | 最小 空き教室などに他の機能が 入った場合のみ削減可能 | 無 少人数学級や 1学年1クラスといった 問題が生じる | 小 空き教室が出た場合のみ 学童クラブの拡大などが可能 | 無 | 現状 |
| ② 小・中学校の 適正配置のみ 実施 | 大 公共施設の過半を占める 小・中学校の床面積が 削減される | 有 | 中 小学校再編時に 新たな学校に学童クラブ新設 | 無 | 現状+α |
| ③ 地域コミュニティ 施設の拠点化 のみ実施 | 小 地域コミュニティ施設の 床面積が削減される | 無 少人数学級や 1学年1クラスといった 問題が生じる | 小 拠点に子どもの居場所機能を 設けることが可能 | 有 現在の市民ニーズに 合わせた施設に更新する ことが可能 | 現状+α |
| ④ 小・中学校の 適正配置と 地域コミュニティ 施設の拠点化を 同時に実施 | 最大 小・中学校と 地域コミュニティ施設の 床面積が削減される | 有 | 大 学童クラブと児童館を併設し、 多様な放課後の居場所を提供 | 有 現在の市民ニーズに 合わせた施設に更新する ことが可能 | 大規模 小・中学校と 地域コミュニティ施設 両方の床が必要 |

施設規模の面では課題があるものの、
本市の公共施設の課題に最も対応できる

図 3-8 パターン毎の効果

考え方(地域)②：小学校区を「地域」ととらえ、小学校を地域の拠点に位置付ける

地域レベルの公共施設の再編を検討する際は、小学校区単位又は中学校区単位で検討することが一般的です。清瀬市では、学校の適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を同時に実施することから、両施設の親和性を踏まえ、小学校区単位で検討することとします。

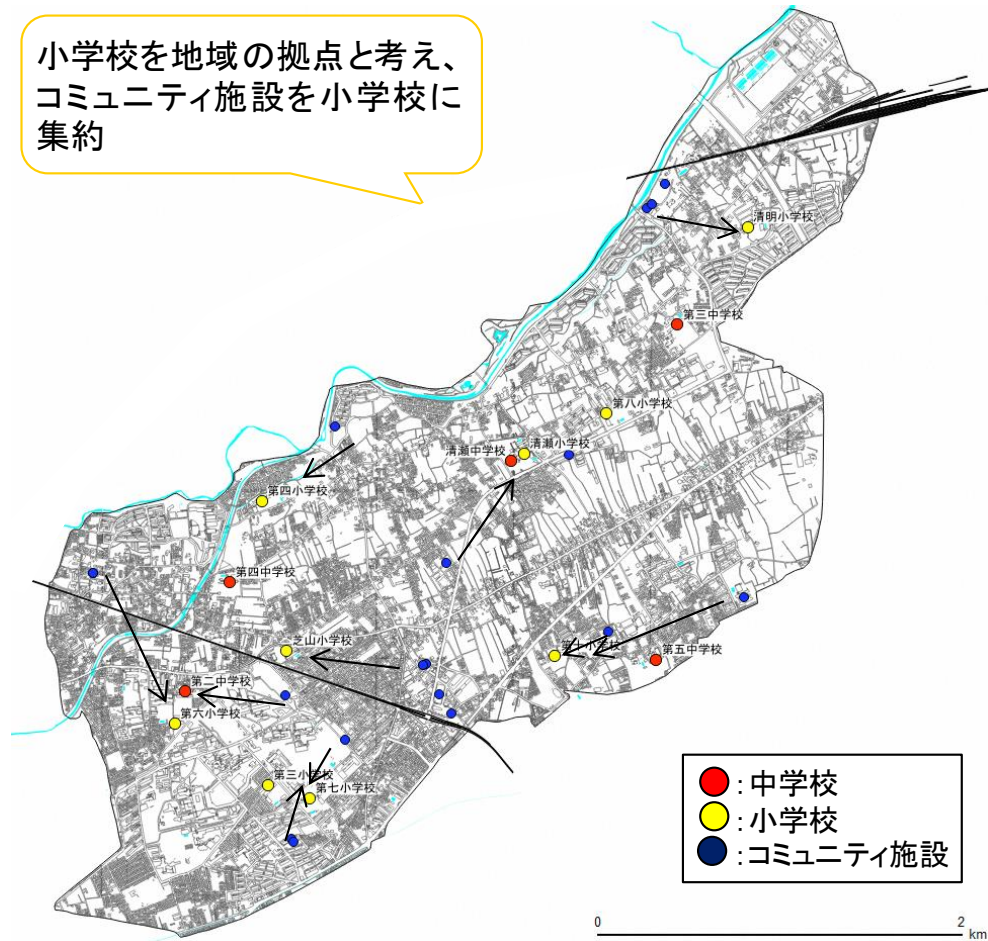


図 3-9 小学校区単位での再編のイメージ

第4章 公共施設の再編の方向性

1. 全市レベルの公共施設の再編

(1) 全市レベルの公共施設の再編の方向性

全市レベルの公共施設については、「第3章2.(3) 全市レベルの公共施設の再編の考え方」に基づき、次のとおり再編を進めます。

なお、現施設で継続とした公共施設についても、施設の老朽化の状況や市民ニーズの変化などを考慮しながら随時見直しを行っていくこととします。

表 4-1 全市レベルの公共施設の再編の方向性

| No. | 機能 | 建物・施設名 | 施設の再編の方向性 |
|-----|-----------------------|--------------------|---|
| 1 | 行政事務 相談 防災 | 清瀬市役所 | 平成32年に竣工予定の新庁舎で機能継続。 |
| 2 | 行政事務 ごみ処理 | 清掃事務所 | 行政事務機能は新庁舎へ移転(新庁舎供用開始後に実施)、ごみ処理機能は現施設で当面継続。 |
| 3 | 行政事務 相談 健康づくり | 健康センター | 行政事務機能及び相談機能は新庁舎へ一部複合化、健康づくり機能は現施設で継続。(新庁舎供用開始後に実施) |
| 4 | 行政事務 子育て・教育 | 中央児童館 | 行政事務機能は新庁舎へ移転、子育て・教育機能は現施設で継続。(新庁舎供用開始後に実施) |
| 5 | 生涯学習 市民活動 文化・芸術 | ころぽっくるセンター | 現施設で継続。 |
| 6 | 行政事務 相談 | 子ども家庭支援センター | 行政事務機能、相談機能とともに健康センターへ複合化。(新庁舎供用開始後に実施) |
| 7 | 相談 適応指導 | 教育相談センター | 相談機能、適応指導機能はともに健康センターへ複合化。(新庁舎供用開始後に実施) |
| 8 | 行政事務 生涯学習 | 生涯学習センター | 行政事務機能は新庁舎へ移転、生涯学習機能はアミュービルで継続。(新庁舎供用開始後に実施) |
| 9 | 行政事務 | 男女共同参画センター | 現施設で継続。 |
| 10 | 相談 市民活動 | 消費生活センター | 機能を再構築し、アミュービル等へ移転を検討。 |
| 11 | 就労支援 | 清瀬・ハローワーク就職情報室 | 現施設で継続。 |
| 12 | | 障害者就労支援センター | 現施設で継続。 |
| 13 | | シルバー人材センター | 現施設で継続。 |
| 14 | 生涯学習 | 中央図書館 | 機能を再構築し、複合化・機能の移転を検討。 |
| 15 | 市民活動 | きよせボランティア・市民活動センター | コミュニティプラザひまわりへ移転。 |

| No. | 機能 | 建物・施設名 | 施設の再編の方向性 |
|-----|----------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 16 | 健康づくり | 健康相談所(休日歯科応急センター) | 歯科医師会の協力を得て歯科医の輪番制などを導入し廃止。 |
| 17 | 生涯学習 スポーツ 市民活動 | コミュニティプラザひまわり | 現施設で継続。 |
| 18 | スポーツ | 市民体育館 | 現施設で継続。 |
| 19 | | 下宿市民プール | 耐用年数を超えた時点で廃止。 |
| 20 | | コミュニティプラザひまわり 体育館(多目的屋内広場) | 現施設で継続。 |
| 21 | 文化・芸術 | 郷土博物館 | 現施設で継続。 |
| 22 | | 旧森田家 | 保存方法を検討し、現施設で継続。 |
| 23 | | 清瀬けやきホール | 現施設で継続。 |
| 24 | | せせらぎの家 | 現施設で継続。 |
| 25 | 福祉 | 障害者福祉センター | 現施設で継続。 |
| 26 | | 子どもの発達支援・交流センター | 現施設で継続。 |

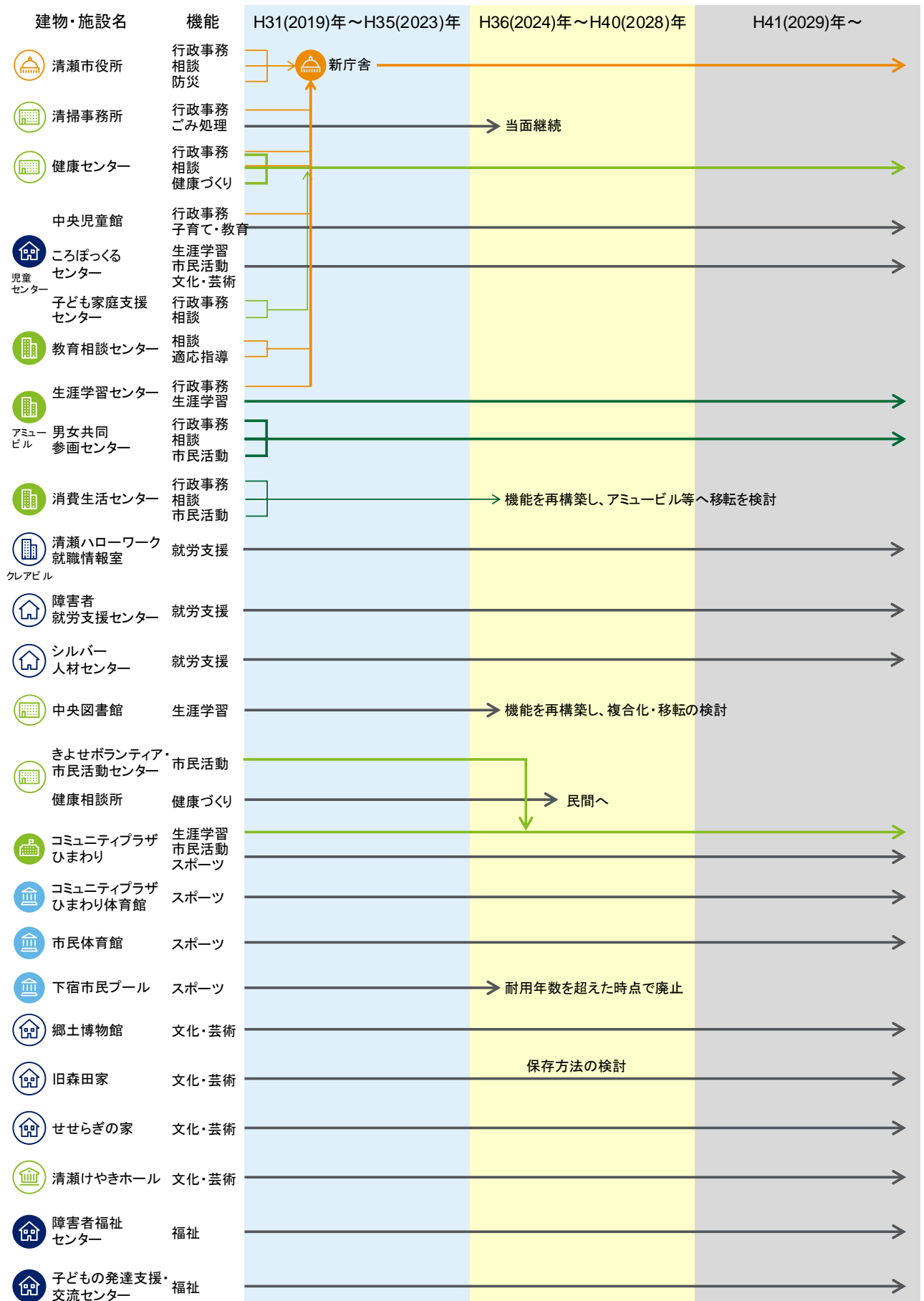


図 4-1 全市レベルの公共施設の再編の方向性

2. 地域レベルの公共施設の再編

地域レベルの公共施設の再編については、平成 31 年度以降、更に検討の上、計画を策定します。

3. その他の公共施設の再編

その他の公共施設の再編については、提供する行政サービスの内容やサービスの受け手の状況を勘案しながら、延床面積の最適化を目指すこととします。

表 4-2 その他の公共施設の再編の方向性

| No. | 機能 | 建物・施設名 | 再編の方向性 |
|-----|----|--------------|-----------------------|
| 1 | 住宅 | 中里第 1 住宅 | 「清瀬市営住宅長寿命化計画」に基づき管理。 |
| 2 | | 中里第 2 住宅 | 順次廃止。 |
| 3 | | 中里第 3 住宅 | 「清瀬市営住宅長寿命化計画」に基づき管理。 |
| 4 | | 中里第 4 住宅 | 順次廃止。 |
| 5 | | 野塩柳原住宅 | 「清瀬市営住宅長寿命化計画」に基づき管理。 |
| 6 | | シルバーハイツさざんか | 耐用年数等を踏まえて廃止。 |
| 7 | | シルバーハイツこぶし | |
| 8 | | シルバーピアみずき | |
| 9 | 保養 | 立科山荘 | 今後のあり方を検討。 |
| 10 | 駐車 | クリア市営駐車場 | 稼働率を見ながら存廃を検討。 |
| 11 | 駐輪 | 清瀬駅北口地下駐輪場 | |
| 12 | | 清瀬駅北口第 2 駐輪場 | |
| 13 | | 清瀬駅北口第 3 駐輪場 | |
| 14 | | 秋津駅北口駐輪場 | |
| 15 | | 秋津駅南口駐輪場 | |

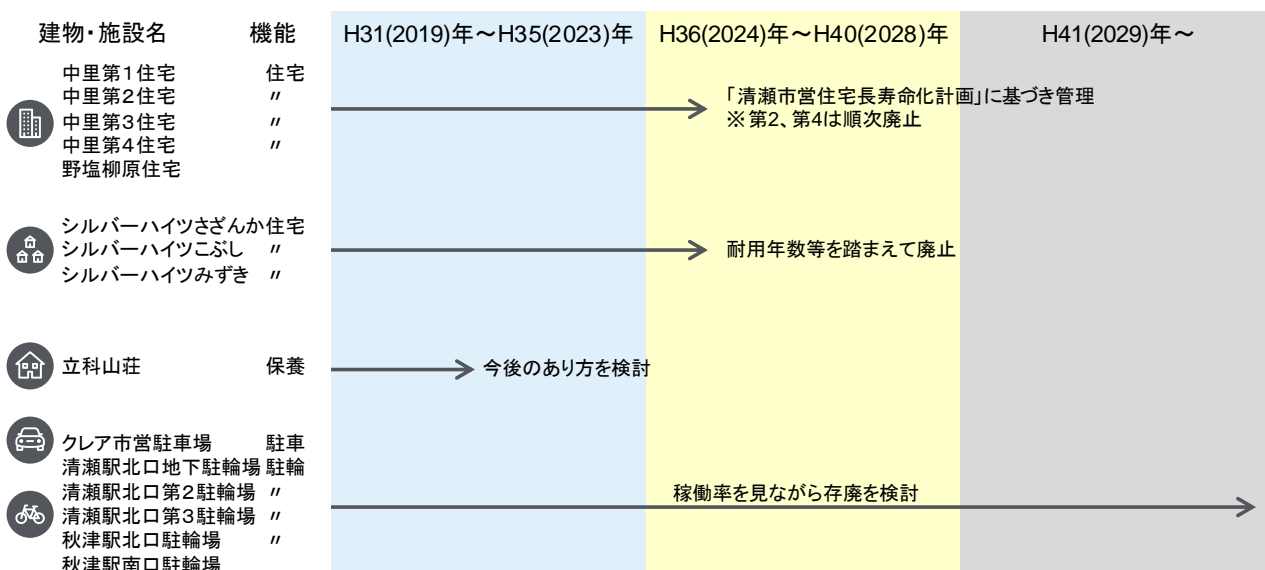


図 4-2 その他の施設の再編の方向性

4. 再編による延床面積の削減効果

現在の清瀬市の公共施設の延床面積は 155,746.01 m²となっています。全市レベルの公共施設を再編した場合、延床面積は 150,042.33 m²となり、削減効果は 5,703.68 m² (3.8%) となります。

表 4-3 再編による延床面積の削減効果

| 分類 | 延床面積 | 削減効果 | 削減率 |
|---|---------------------------|--------------------------------------|------|
| 現状 | 155,746.01 m ² | — | — |
| 再編後 全市レベルの公共施設 + 地域レベルの公共施設(削減なし) + その他の公共施設 | 150,042.33 m ² | 5,703.68 m ² ⁴ | 3.8% |

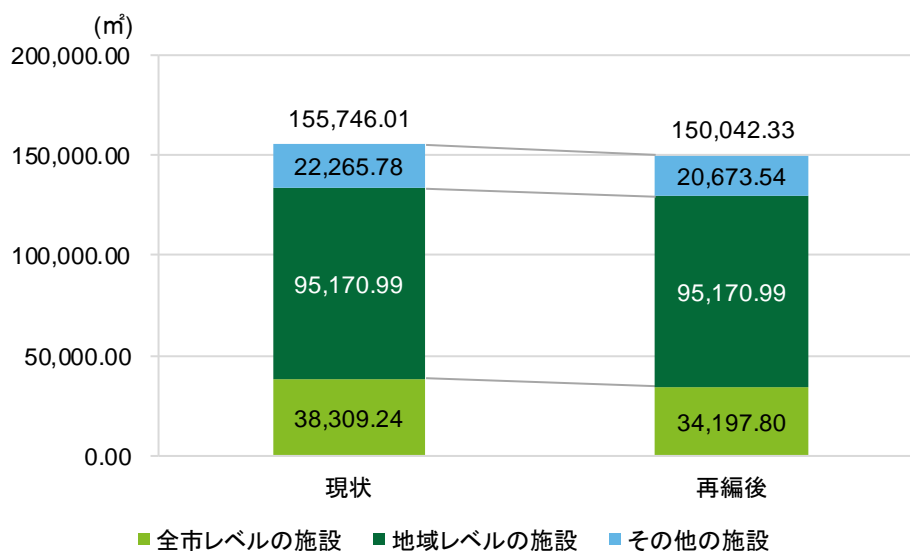


図 4-3 再編による延床面積の削減効果

⁴ 他施設等へ再編又は廃止する施設：健康相談所（休日歯科応急センター）、きよせボランティア・市民活動センター、下宿市民プール、中里第2住宅、中里第4住宅、シルバーハイツ、教育相談センター、中央図書館、消費生活センター

第5章 今後の取り組みについて

1. 計画の進行管理・見直し

再編計画は、今後の社会情勢や法令・国の施策等の状況、各公共施設を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要になる場合があります。

また、再編計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を確認し、進捗の遅れや計画の推進にあたっての課題が認められる場合は、その解決に向けた調査、検討、調整を行う他、再編後の経過について、適宜検証することにより、成果や課題などを把握し、今後の計画の推進に活用することも必要です。

したがって、再編計画では、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、必要に応じて見直しも行いながら、計画を推進していくこととします。

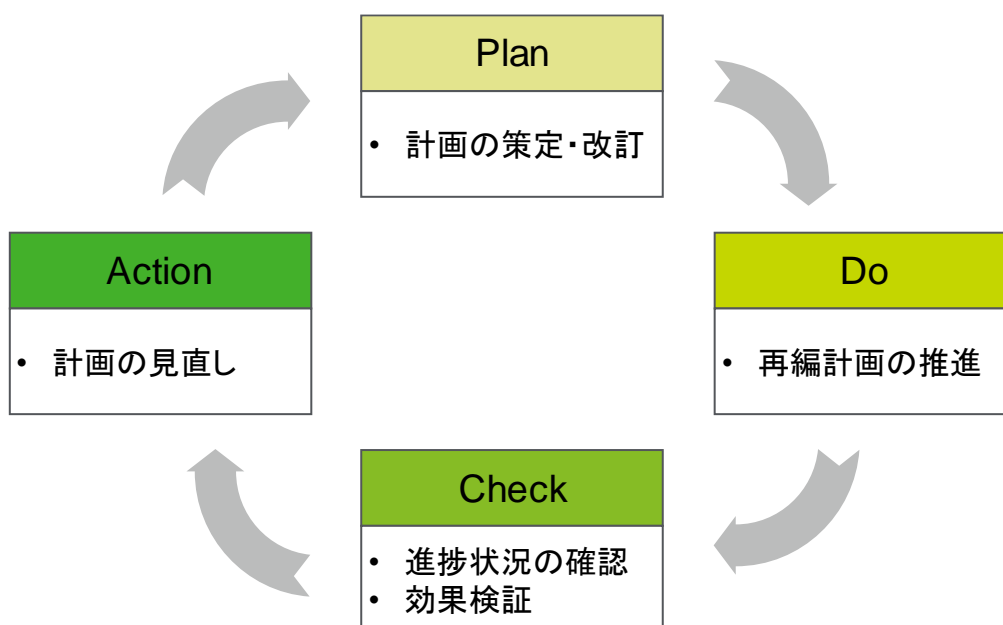


図 5-1 再編計画の PDCA サイクル

2. 計画の推進体制

庁内においては、副市長を本部長とする「清瀬市公共施設等マネジメント検討本部」のもと、施設所管課や財政担当部署を含めて、組織横断的に協議・調整を図りながら再編計画を推進していきます。

なお、公共施設の再編は、行政だけでなく、市民や施設の利用者、関係団体、市議会など多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、再編によるメリットや効果なども含めて、積極的に説明・対話を行っていきます。

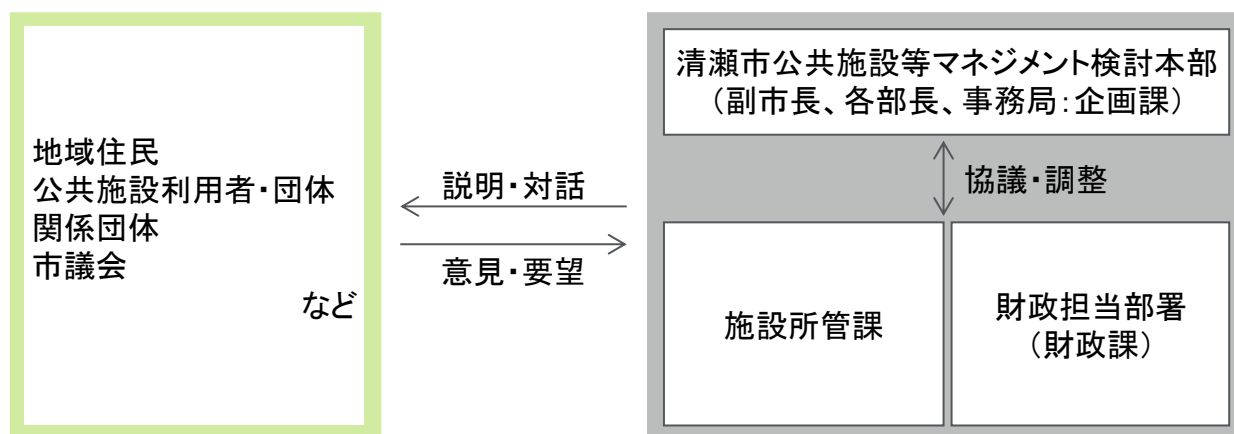


図 5-2 計画の推進体制

3. 公共施設の再編推進に向けた取り組み

(1) 学校の適正配置に関するあり方の検討

再編計画の対象施設の中で小・中学校の延床面積は、全体の約5割と、大きな割合を占めており、今後の児童・生徒数を勘案しながら、小・中学校の数や規模、配置を検討する必要があります。

一方、小・中学校の適正配置については、延床面積の削減という視点だけでなく、清瀬市の教育のあるべき姿や、通学する児童・生徒の安全の確保等の視点も含めて、複合的に検討する必要があります。

したがって、平成31年度に上記の複合的な検討及び市民との合意形成を行い、小・中学校の適正配置に関する考え方や基準を定めることとします。

(2) 地域レベルの公共施設の再編の方向性の検討

地域レベルの公共施設は、地域住民が交流する場を提供する貸館機能や、未就学児の親子や放課後の子どもの居場所とサービスを提供する子育て・教育機能など、地域の市民が主体となって活動する機能を有する施設が多くなっています。

上記の特徴から、地域レベルの公共施設の再編については、再編計画の基本的な考え方である「地域コミュニティの維持・活性化など、市民サービスの向上を図ること」と、「持続可能な市民サービスを提供するべく、公共施設の延床面積を削減すること」の両立が実現されるよう、市民や施設利用者の施設利用実態やニーズを

詳細に把握する必要があります。

したがって、平成 31 年度から平成 32 年度にかけて、地域レベルの公共施設の利用実態や施設に対する市民ニーズなどを調査し、再編の方向性を検討後、市民との合意形成を経て地域レベルの公共施設の再編の方向性を定めることとします。

(3) 個別施設計画の策定

総務省は、公共施設等の着実な維持管理・更新等を推進するため、施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」の策定を、努力義務として求めています。

清瀬市では、平成 28 年度に策定した「清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）」、本計画、来年度取り組む「(1) 学校の適正配置に関するあり方の検討」及び、「(2) 地域レベルの公共施設の再編の方向性の検討」を踏まえた、地域レベルの公共施設の再編計画を定めた上、平成 32 年度以降に「清瀬市公共施設等総合管理計画 個別施設計画」を定めることとします。